新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免 簡易判定フローチャート

※主たる生計維持者とは、世帯の生計を主として維持する者であり、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属するものであることが原則です。

新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる 生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。 はい いいえ 【収入減少基準】①・②・③のすべての要件を満たす。 世帯の主たる生計維持者の、 基 「事業収入」、「不動産収入」、「山林収入」、 「給与収入」 進 のいずれかの収入が、前年と比べて3割以上減少する見込みである。 (1)(保険金、損害賠償等で補填される額は除きます) 世帯の主たる生計維持者の、 準 前年比3割以上の減少が見込まれる収入に係る所得以外の 前年の所得の合計額が400万円以下である。 (2)世帯の主たる生計維持者の、 準 前年の合計所得金額または、3割以上の減少が見込まれる 事業収入等に係る前年の所得額について〇円以下のものはない。 (3) はい 世帯の主たる生計維持者が「廃業」 いいえ または「失業」した。 いいえ はい 免除事由B 免除事由C 減免事由A 申請により、 申請により、 介護保険料が減額 介護保険料が減額 申請により、 新型コロナウイルス 介護保険料が免 または免除される または免除される 感染症関係の介護保 除されます。 可能性がありま 可能性がありま 険料の**減免の対象外** す。 す。 です。 新型コロナウイルス感染症関係の保険料減免の対象

☆減免の対象に該当する方は、別紙「持ち物チェックリスト」をご確認ください。

減免対象保険料

令和元年度及び令和2年度分の介護保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3 月31日までの間に納期限(年金特徴の場合は年金支給日)が設定されている保険料。

減免額

簡易判定フローチャート減免事由Aに該当する場合・・・保険料の全額を免除

簡易判定フローチャート減免事由B・Cに該当する場合・・・保険料の一部を減免 (減免額二対象保険料額×減免割合)

対象保険料額= (1×2/3)

- ①第1号被保険者(対象者)の保険料額
- ②主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得額
- ③主たる生計維持者の令和元年中の合計所得額

減免割合(主たる生計維持者の令和元年中の合計所得額により決定)

合計所得金額	減免の割合
200万円以下	10分の10
200万円を超える	10分の8

※主たる生計維持者が事業等を廃止し、または失業した場合にあっては、令和元年中の合 計所得金額にかかわらず、減免対象保険料の全額を減免します。

~減免額計算例~

参考例

- ① 第1号被保険者(対象者)の保険料額
- → ① 100,000円
- 主たる生計維持者の減少見込みの事業収入等 の令和元年の所得額
- \rightarrow \bigcirc 【事業収入】 1,000,000円 (※30%以上減少する所得を合算します)
- ③ 主たる生計維持者の令和元年合計所得額
- 【事業+年金】 2,000,000円

対象保険料額の計算式

2 ÷ (3) X 100,000×1,000,000÷2,000,000



対象保険料額 50,000円

対象保険料額 × 減免割合 減免額

50,000円 × 10分の10 = <u>50,000円</u> (参考例の場合)